

営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン (案)

平成29年12月

京都府建設交通部営繕課

目 次

- 1 設計変更ガイドライン策定の背景
 - (1) 営繕工事の特徴……p2
 - (2) 発注者・受注者の留意事項……p2
 - (3) 適切な設計変更の必要性……p3
 - (4) ガイドライン策定の目的……p3
 - (5) 設計変更ガイドラインの位置づけ……p3
- 2 設計変更が不可能なケース
 - 【基本事項】……p3
- 3 設計変更が可能なケース
 - 【基本事項】及び【留意事項】……p4
 - 【工事打合簿への概算額の記載方法】……p5
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き……p5
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き……p6
 - (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き……p6
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き……p7
 - (5) 発注者が必要があると認め設計図書を変更しようとする場合の手続き……p7
 - (6) 工事中止の場合の手続き……p8
 - (7) 受注者からの請求による工期の延長……p9
 - (8) 発注者の請求による工期の短縮……p9
- 4 設計変更手続きフロー……p10
- 5 設計変更に関わる資料の作成……p11
- 6 条件明示について……p12
- 7 指定・任意の使い分け……p14
- 8 関連事項
 - ◆ 工事打合簿の記載例……p16
- 9 参考資料
 - ◆ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」抜粋……p19
 - ◆ 「発注関係事務の運用に関する指針」抜粋……p21
 - ◆ 「工事請負契約書」抜粋……p21
(第1条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条)
 - ◆ 「公共建築工事標準仕様書」抜粋……p24
 - ◆ 「競争契約入札心得」抜粋……p25

※本ガイドラインに使用されている用語については公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書 1.1.2 用語の定義による。

1 本ガイドライン策定の背景

(1) 営繕工事の特徴

・建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。



・工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

(2) 発注者・受注者の留意事項

◆ 発注者は・・・

- 発注者は契約書第 18 条第 2 項に基づく調査を行った場合、第 3 項によりその結果を取りまとめ調査の終了後 14 日以内に受注者に通知する。
- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- 当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

◆ 受注者は・・・

- 受注者は契約書第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- 受注者は、**設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。**発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその**協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。**
- 受注者は指示書・協議書等の**書面による回答を得てから施工する。**
(補足)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。(公共建築工事標準仕様書より)

(3) 適切な設計変更の必要性

○平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年第56号）」（改正品確法）の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたきは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

(4) ガイドライン策定の目的

○設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(5) 設計変更ガイドラインの位置づけ

○設計変更ガイドラインは、一般的な考え方を示すものである。

2 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工（工法・材料等）を実施した場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。
3. 工事請負契約書（第18条～24条）、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている所定の手続を経ていない場合。
4. 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合。

※契約書第26条（臨機の措置）については別途考慮する。

※正式な書面によらない事項の場合の事例

例1) 「工事打合簿」等の書面がない場合

3 設計変更が可能なケース

【基本事項】

- ◆ 下記のような場合においては**設計変更が可能である**。
 1. 仮設（任意を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**。
（ただし、所定の手続きが必要。）
 2. 当初発注時点で想定している工事着手期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**。
 3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの**。
（「協議」の結果として、軽微なものは金額変更を行わない場合がある。）
 4. 受注者の責によらない工期の延長・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

- ◆ 設計変更にあたって、発注者は下記の事項に留意し受注者へ指示する。
 1. 当初設計の考え方や条件を再確認して、変更「協議」又は「指示」にあたる。
 2. 当該工事での変更必要性を明確にし、設計変更は書面で行う。
 3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、協議に基づき適切な時期に行うものとする。
 4. **工事打合簿へ概算金額を記載する**。ただし、以下の事項を条件とする。
 - ① 受注者からの協議における変更の場合は、受発注者協議のうえ、必要と認められた場合に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
 - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を工事打合簿に記載し指示することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
 - ③ 記載する概算金額は、「参考値」であり契約変更を拘束するものではない。

※具体的な記載の運用については次に記載する。

■ 工事打合簿への概算額の記載方法

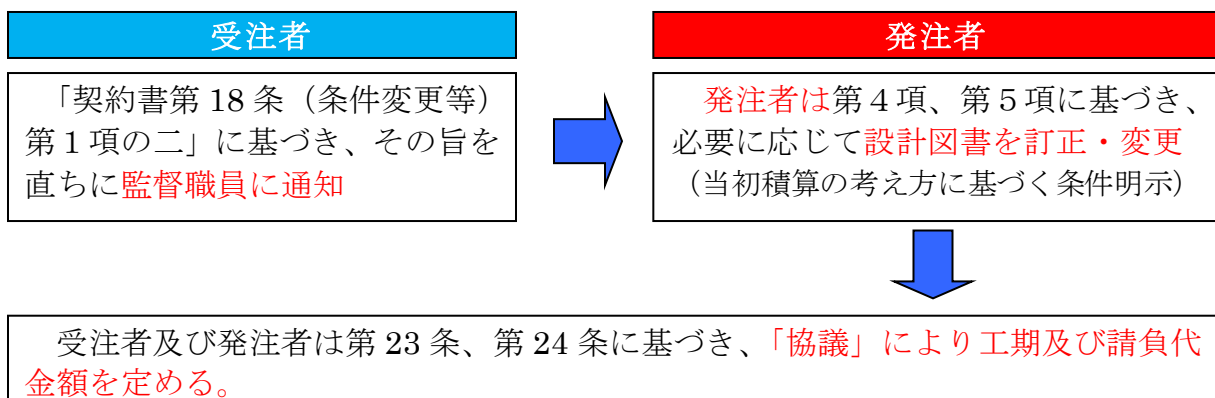
- 設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、**工事打合簿にその内容に伴う増減額の概算額（請負代金相当額）を記載する。**ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、受発注者協議のうえ、必要と認められた場合に記載する。
- ここで記載する**概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。**
- また、緊急的に行う場合または何らかの理由により**概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」**ことを添えて指示を行うものとする。

1. 発注者からの指示や受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事打合簿）にて指示を行う。
2. 工事打合簿には、変更内容による増減額の概算額（請負代金相当額）を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、必要に応じ記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
4. **増減額の概算額（請負代金相当額）は、50 万円単位を基本（100 万円以下の場合には 10 万円単位）とする。**（端数切り捨て）なお、増減額が 10 万円未満の場合は記載しない。

（1）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（契約書第 18 条第 1 項の二）＜設計変更可能なケース＞

- 受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合、受注者は、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



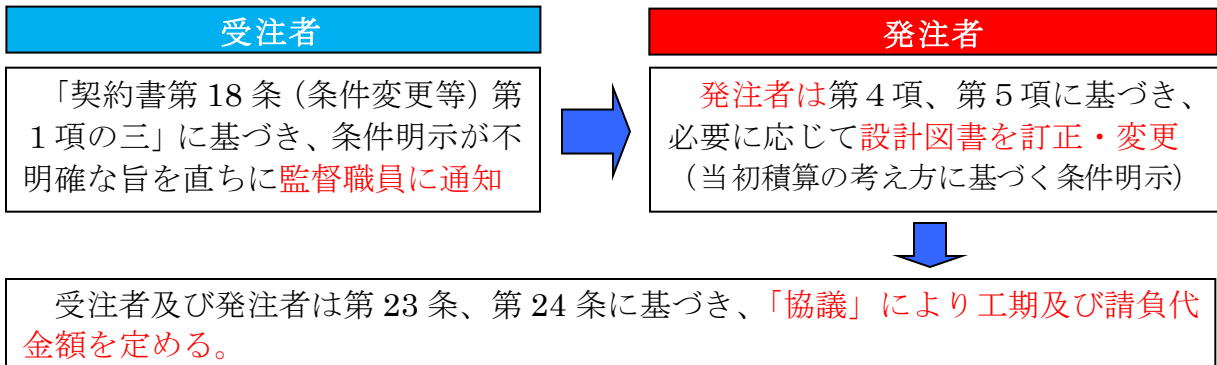
ex.

- ア. 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- イ. 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項第の三) <設計変更可能なケース>

- 設計図書の表示が明確でない場合は、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



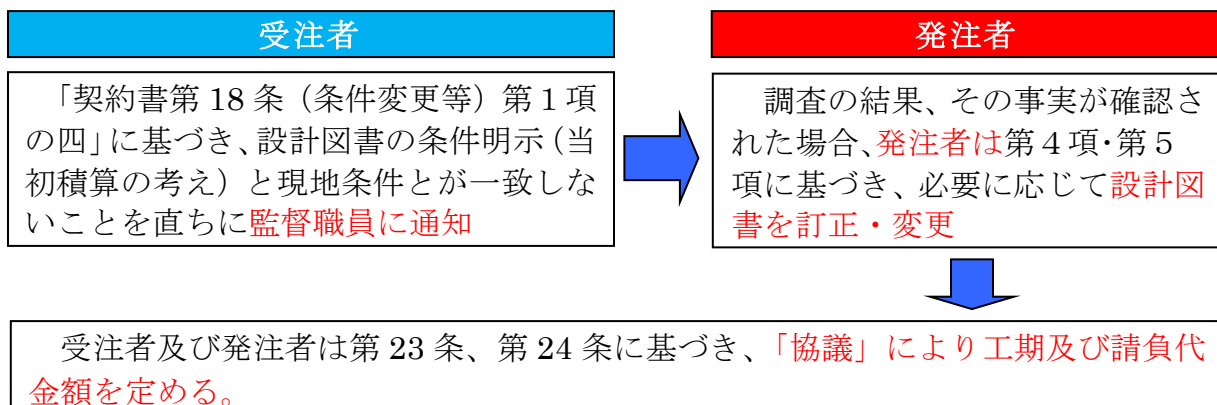
ex.

ア. 図面の記載内容が読み取れない場合。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の四) <設計変更可能なケース>

- 自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、既設建物、地下構造物、設備配管の状況、工事に関する法令等が挙げられる。



ex.

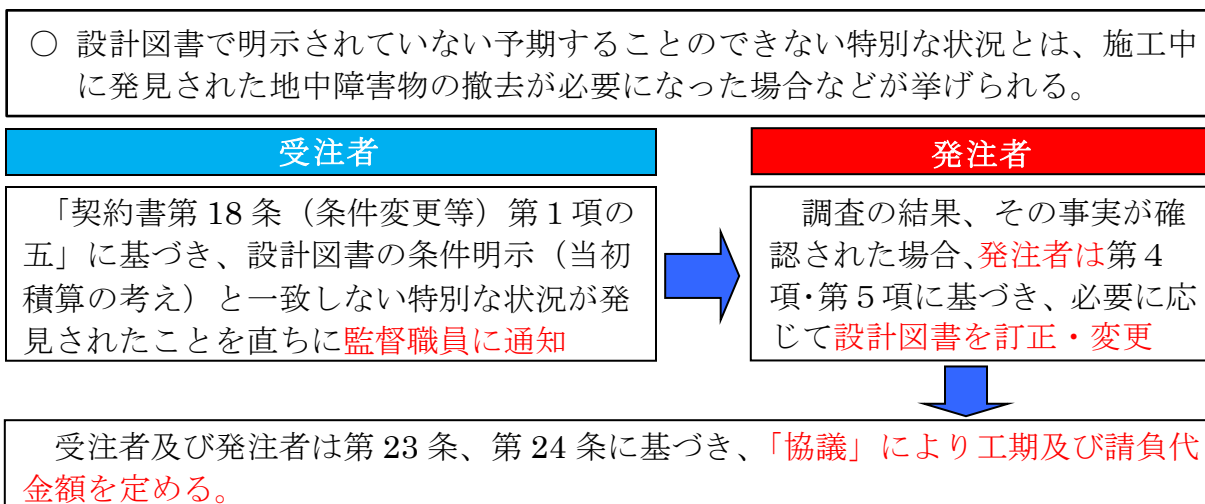
ア. 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。

イ. 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。

ウ. 設計図書に明示された既設配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできな い特別な状態が生じた場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の五) <設計変更可能なケース>

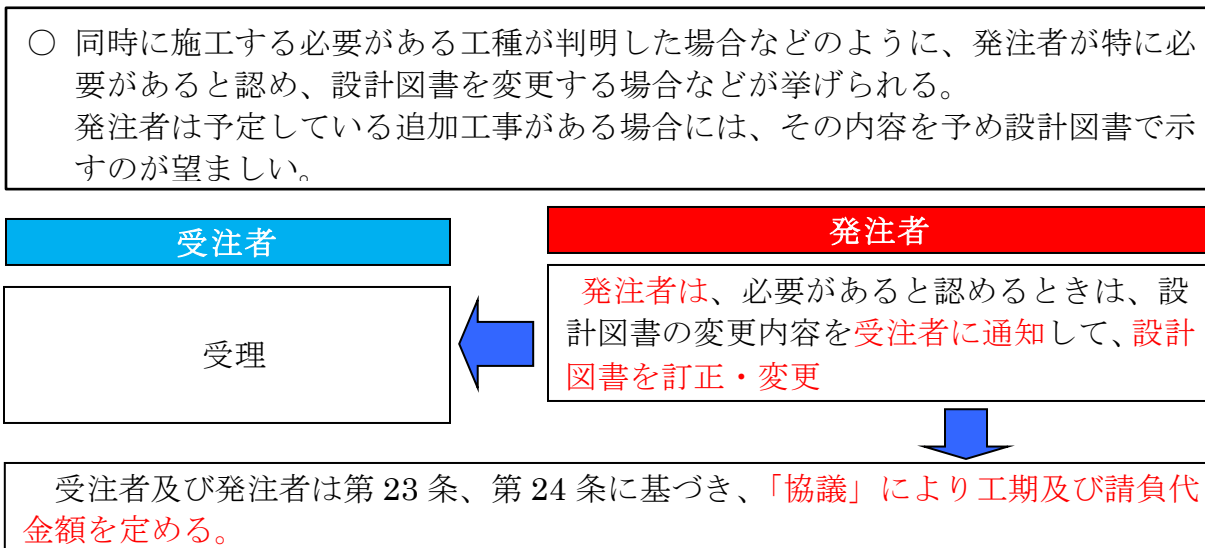


ex.

- ア. 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- イ. 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

(5) 発注者が必要があると認め設計図書を変更しようとする場合の手続き

(契約書第 19 条) <設計変更可能なケース>



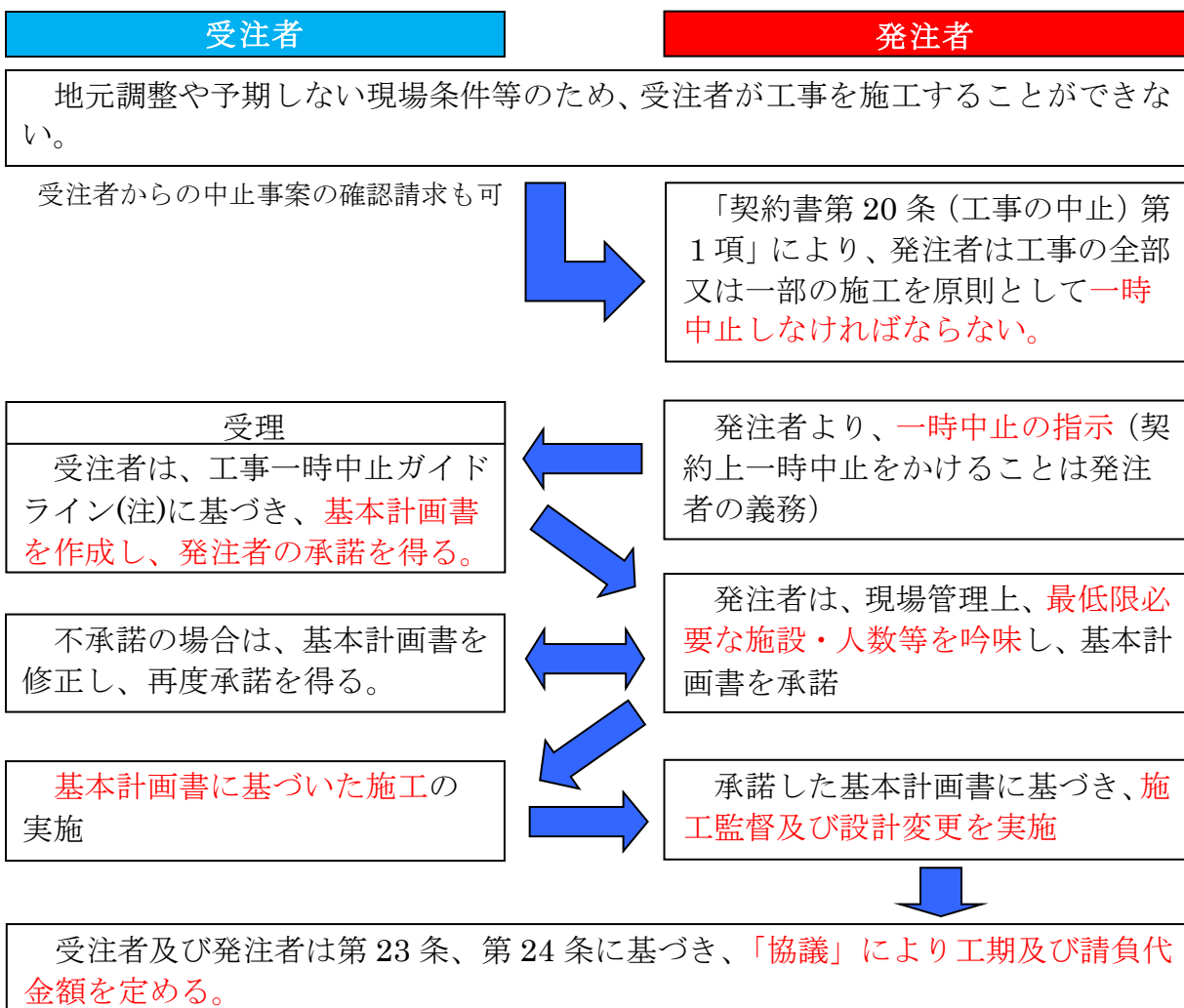
ex.

- ア. 地元調整等の結果、施工範囲、施工内容、施工期間等の変更が必要になった場合。
- イ. 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。

(6) 工事中止の場合の手続き

(契約書第 20 条) <設計変更可能なケース>

○ 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合、必要があると認められたときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。



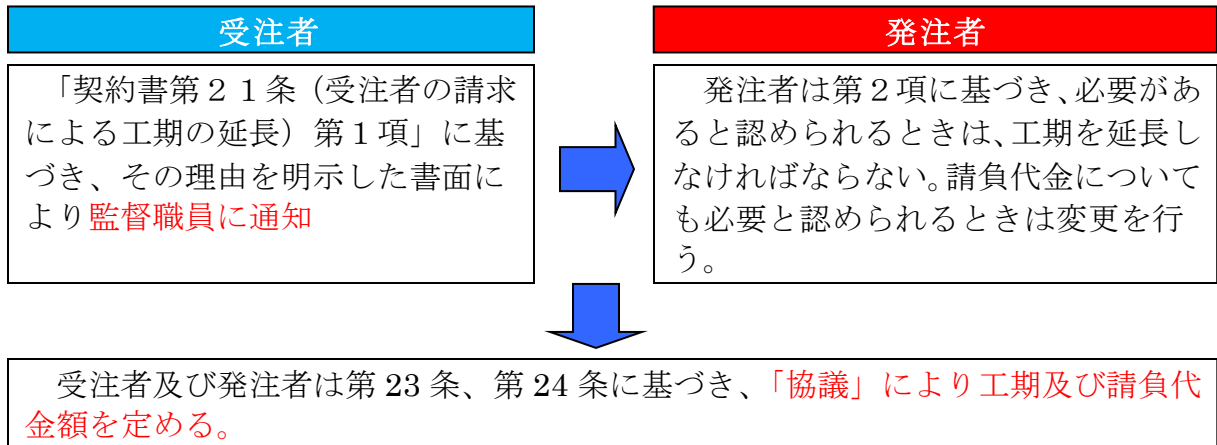
ex.

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工出来ない場合。
 - イ. 受注者の責によらないトラブル (地元調整等)が生じたため、施工を続けることが困難な場合。
 - ウ. 予見できない事態が発生した (地中障害物の発見等) ため、施工を続けることが困難な場合。
 - エ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合。
 - オ. 設計図書と実際の施工条件の相違又設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。
 - カ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。
- (注) 工事中止の手続きに当たっては、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン (案) III. 工事一時中止ガイドライン」(国土交通省官庁営繕部)を参考とする。

(7) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第 21 条) <設計変更可能なケース>

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



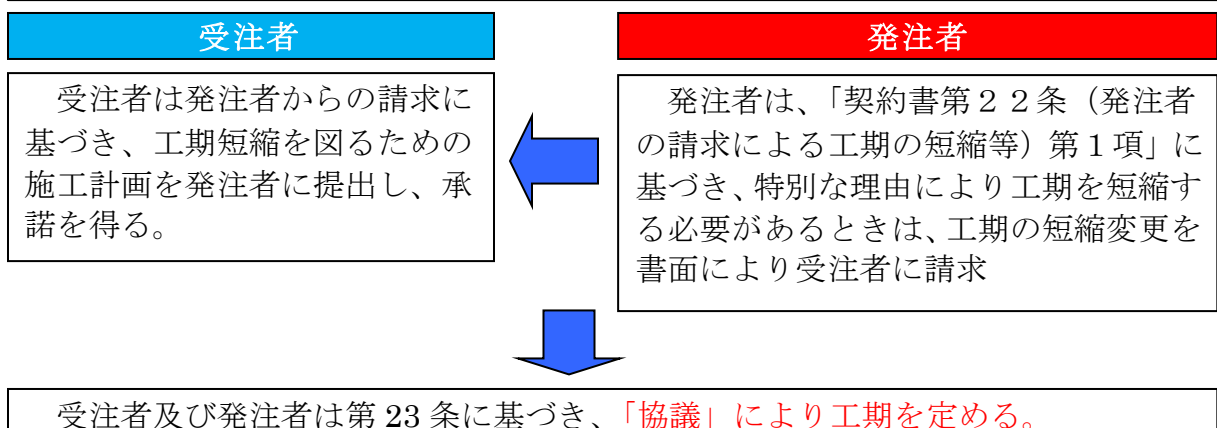
ex.

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期延長が生じた場合。
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合。
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由より工期の延長が生じた場合。

(8) 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第 22 条) <設計変更可能なケース>

- 発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の変更を受注者に書面にて請求することができる。

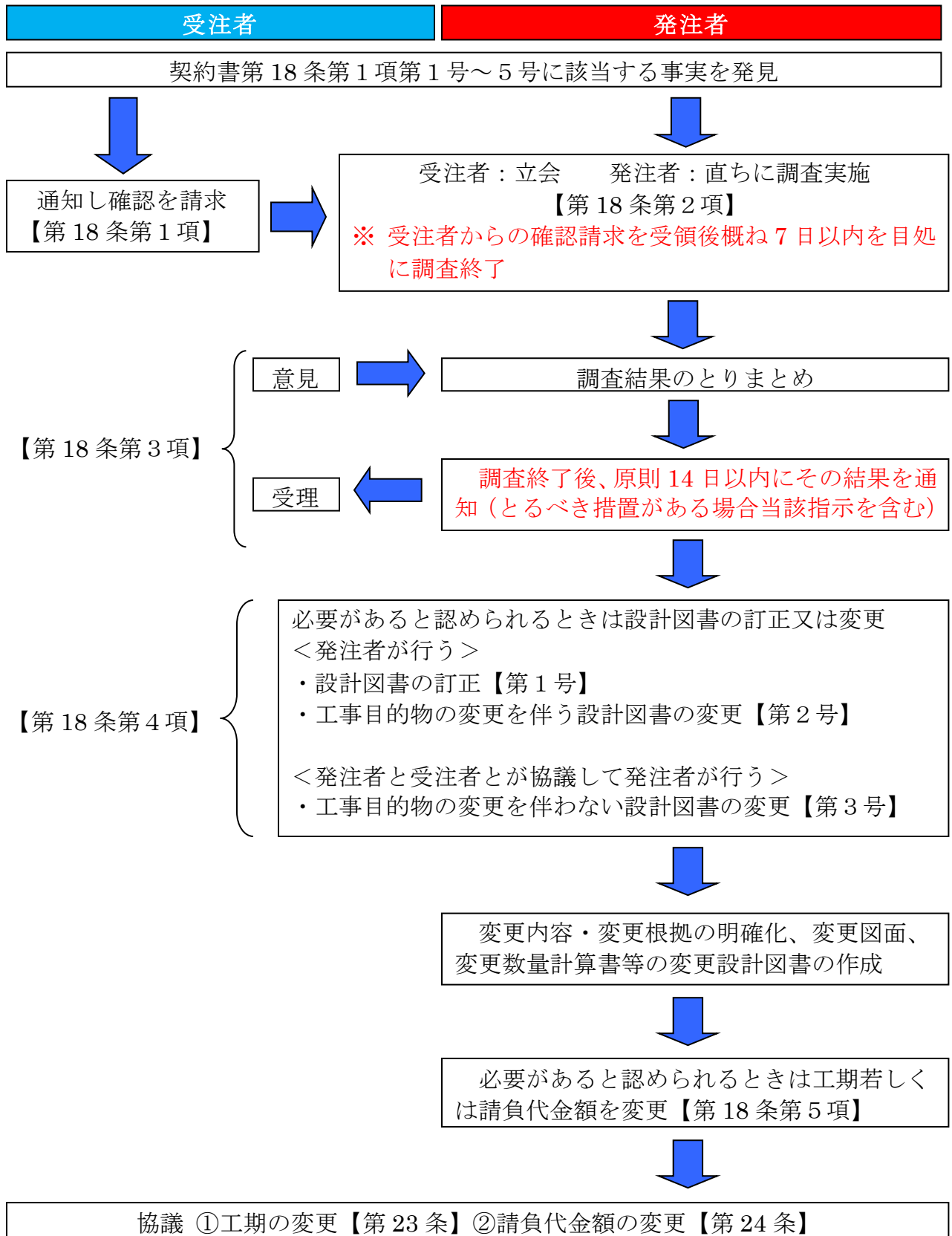


ex.

- ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合。
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合。
- ウ. その他事由 (地元調整、関係機関調整など) により工期の短縮が必要な場合。

4 設計変更手続きフロー

◆ 契約書第 18 条（条件変更等） 関連



5 設計変更に関わる資料の作成

○ 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

1) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第 18 条第 1 項に基づき設計変更するため必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ② 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ③ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ④ 増加費用の算定は、「官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定(平成 28 年版)」を基本とする。

6 条件明示について

- 施工条件は、契約条件となるものであることから、**図面・現場説明書等の設計図書に明示するものとする。**また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
- なお、条件明示等に不足が生じないよう、**下記の項目に該当するものについて、記載漏れのないようにする。**
- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき受発注者が協議できるものとする。

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用 地 関 係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用时间帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

7 指定・任意の使い分け

【基本事項】

- ◆ 指定・任意については、工事請負契約書第1条3項に定められているとおり適切に扱う必要がある。
 1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
 2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
 3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

- ◆ 指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。
 1. 仮設、施工方法等には指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする。
 2. 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切に対応する。
 3. 任意であっても当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は設計変更を行う。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定・任意の考え方】

	「指定」	「任意」
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	仮設、施工方法等について指定しない※ ¹
施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない※ ²
施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に明示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設、施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。

※2 指示等は不要だが、施工計画書等の修正は必要。

8 関連事項

◆工事打合簿の記載例

(1)「指示」の記載例

別紙様式6

No.

工事打合簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 監理受託者			
発議年月日	平成	年	月 日			
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 報告
	<input type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> その他	()			
工事番号						
件名	〇〇の変更について					
内容	<p>〇〇について、以下のとおり変更指示します。</p> <p>本指示内容は、設計変更の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">変更前 変更後</p> <p>△△ □□ → ■■</p> <p>この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)は、約150万円です。</p> <p>なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。</p>					

別紙様式6

No.

工事打合簿

発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 監理受託者			
発議年月日	平成	年	月 日			
発議事項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示	<input type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 報告
	<input type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> その他	()			
工事番号						
件名	〇〇の変更について					
内容	<p>〇〇について、以下のとおり変更指示します。</p> <p>本指示内容は、設計変更の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">変更前 変更後</p> <p>△△ □□ → ■■</p> <p>この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)の算定には時間を要するため、後日通知します。</p>					

(2)「協議」の記載例

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 監理受託者
発議年月日	平成	年	月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事番号			
件名	〇〇の変更について		
内容	〇〇について、□□により施工が困難であるので、添付図面の通り変更したいので協議します。 (途中省略)		
処理・回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		(理由) 協議のとおり施工してください。本協議内容は設計変更の対象とします。 この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)は、約80万円です。 <u>なお、概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。</u>	
	平成 年 月 日		
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(理由) 平成 年 月 日			

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 監理受託者
発議年月日	平成	年	月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事番号			
件名	〇〇の変更について		
内容	〇〇について、□□により施工が困難であるので、添付図面の通り変更したいので協議します。 (途中省略)		
処理・回答	発注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		(理由) 協議のとおり施工してください。本協議内容は設計変更の対象とします。 この内容に伴う増減額の概算額(請負代金相当額)の算定には時間を要するため、 後日通知します。	
	平成 年 月 日		
	受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
(理由) 平成 年 月 日			

(3) 「承諾」の記載例

工事打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者	<input type="checkbox"/> 監理受託者	
発議年月日	平成	年	月 日	
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示	<input checked="" type="checkbox"/> 協議	<input type="checkbox"/> 通知	
	<input type="checkbox"/> 届出	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 承諾	
			<input type="checkbox"/> 提出	
			<input type="checkbox"/> 報告	
工事番号				
件名	〇〇の変更について			
内容	〇〇について、□□により施工が困難であるので、添付図面の通り変更したいので協議します。 (途中省略)			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
	(理由) <u>本協議内容は設計変更の対象としません。</u>		平成	年
			月	日
受注者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
(理由)		平成	年	
		月	日	

9 参考資料

◆「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」抜粋

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用され

ること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

～省略～

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(平二六法五六・旧第六条線下・一部改正)

◆「発注関係事務の運用に関する指針」抜粋

(平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

～ (省略) ～

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。1) 自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

～ (省略) ～

(4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更（いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項）について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

◆「工事請負契約書」(抜粋)

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

- 8 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、

必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

◆「公共建築工事標準仕様書」抜粋

1. 1. 8 疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の収まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。

1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合。

1. 1. 10 工期の変更に係る資料の提出

- (a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な書類を、監督職員に提出する。
- (b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者と行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

◆「競争契約入札心得」抜粋

(入札等)

第7条 前条第1項に掲げる者（以下「入札者」という。）は、入札に当たっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。

3 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

4 入札者は、通常入札の場合については、入札に際し、一般競争入札参加資格確認通知又は入札通知書及び入札書記載金額の工事費内訳書（業務委託内訳書を含む。以下「内訳書」という。）を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。

5 入札者は、通常入札の場合については所定の入札用封筒（別記様式2）に入れた入札書（別記様式3）を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出（運用基準第2条第1項第3号に規定する「提出」をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

6 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。

7 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

8 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。